

平成20年(ワ)第75号 文書提出命令の裁判に対する即時抗告事件 (原審・福島地方裁判所郡山支部平成19年(ワ)第49号)

決 定

福島県

抗告人兼相手方 (本訴被告) 有限会社

(以下「抗告人」という。)

同代表者代表取締役

福島県

抗告人兼相手方 (本訴被告)

(以下「抗告人」という。)

福島県

抗告人兼相手方 (本訴被告)

(以下「抗告人」という。)

上記3名代理人弁護士 佐藤剛志

同復代理人弁護士 小山征史郎

同 官嶋太郎

同 戸川瑛

東京都中央区銀座2丁目16番10号

相手方兼抗告人 (文書の所持者)

ヤマト運輸株式会社

(以下「抗告人ヤマト運輸」という。)

同代表者代表取締役 木川眞

同代理人弁護士 有賀正明

同 桑村竹則

同 大坪麗

東京都豊島区東池袋4丁目26番10号

相手方 (本訴原告・文書の所持者)

株式会社ファミリーマート

(以下「相手方ファミリーマート」という。)

同代表者代表取締役	上	田	準	二
同代理人弁護士	遠	藤		隆
同	辻		あ	か
同	村	上	雄	一
同	柴	谷		晃
同	野	澤	吉	太
			郎	

東京都世田谷区池尻3丁目1番3号

相手方 (文書の所持者) 株式会社日本アクセス

(以下「相手方日本アクセス」という。)

同代表者代表取締役 吉野芳夫

福島県会津若松市大町1丁目1番24号

相手方 (文書の所持者) 会津天宝醸造株式会社

(以下「相手方会津天宝」という。)

同代表者代表取締役 満田政巨

主 文

- 1 原決定主文第1項を取り消し、抗告人、抗告人及び抗告人の原決定別紙文書目録記載1(1)の文書についての文書提出命令の申立てを却下する。
- 2 相手方ファミリーマートは、本決定確定の日から7日以内に、原決定別紙文書目録記載4(2)、(3)の各文書を原裁判所に提出せよ。
- 3 抗告人、抗告人及び抗告人のその余の本件各抗告をいずれも棄却する。

4 抗告人 , 抗告人 及び抗告人 と抗告人ヤマ
ト運輸との間の申立費用は, 第1, 2審を通じてこれを抗告
人 , 抗告人 及び抗告人 の負担とし, 抗告人
 抗告人 及び抗告人 と相手方日本アクセス
及び相手方会津天室との間の抗告費用は, いずれも抗告人
 , 抗告人 及び抗告人 の負担とし, 抗告人
 , 抗告人 及び抗告人 と相手方ファミリーマート
との間の申立費用は, 第1, 2審を通じてこれを6分し, そ
の1を相手方ファミリーマートの負担とし, その余を抗告人
 , 抗告人 及び抗告人 の負担とする。

理 由

第1 本件抗告の趣旨

1 抗告人 , 抗告人 及び抗告人 (この3名を以下「抗告人ら」
という。)の抗告の趣旨

- (1) 原決定中抗告人ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 抗告人ヤマト運輸は, 原決定別紙文書目録記載1(2)の文書(本件文書②)
を提出せよ。
- (3) 相手方ファミリーマート及び相手方日本アクセスは, 原決定別紙文書目録
記載2(1), (2)の各文書(本件文書③ないし⑧)を提出せよ。
- (4) 相手方ファミリーマート及び相手方会津天室は, 原決定別紙文書目録記載
3の各文書(本件文書⑨ないし⑪)を提出せよ。
- (5) 相手方ファミリーマートは, 原決定別紙文書目録記載4の各文書(本件文
書⑫ないし⑭)を提出せよ。
- (6) 申立費用は, 第1, 2審とも, 抗告人ヤマト運輸及び相手方らの負担とす
る。

2 抗告人ヤマト運輸の抗告の趣旨

- (1) 原決定主文第1項を取り消す。
- (2) 抗告人らの抗告人ヤマト運輸に対する文書提出命令の申立てを却下する。
- (3) 申立費用は、第1, 2審とも、抗告人らの負担とする。

第2 事案の概要

1 本件本案事件（福島地方裁判所郡山支部平成18年ワ第391号清算金等請求事件）は、コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンを運営する相手方ファミリーマートが、相手方ファミリーマートとフランチャイズ契約を締結して加盟店を運営していた抗告人 に対してはフランチャイズ契約の解除に基づき清算金及びこれに対する遅延損害金の支払等を、抗告人 及び抗告人 に対しては抗告人 との間のフランチャイズ契約に関する連帯保証契約に基づき、上記清算金及びこれに対する遅延損害金についての連帯保証債務の履行を求めた事案である。

抗告人らは、本件本案事件において、相手方ファミリーマートが抗告人 を代行して行っている商品の仕入れに関し実際の仕入原価を不当に隠蔽して抗告人 に対し実際より高額な支払原価を請求したり、相手方ファミリーマートが抗告人 を代行して仕入先から受領したリベートを適正に配分しなかったりして法律上の原因なく利得を得ているから、抗告人 は相手方ファミリーマートに対し不当利得返還請求権を有し、これと相手方ファミリーマートが請求する清算金請求権を相殺するなど主張し、これら不当利得の事実を証明するために必要であるとして、相手方ファミリーマート又はその商品の仕入先等である抗告人ヤマト運輸、相手方日本アクセス及び相手方会津天室に対し、商品の仕入原価等又はリベートに関する文書の提出を求める旨の本件文書提出命令の申立てをした。

原審が、原決定別紙文書目録記載1(1)の文書（本件文書①）について文書の所持者である抗告人ヤマト運輸に提出を命じ、その余の申立てをいずれも却下したところ、抗告人ら及び抗告人ヤマト運輸が、それぞれの敗訴部分の取消し

を求めて抗告した。

そのほかの事案の概要は、下記2のとおり当審における当事者の主張を付加するほかは、原決定の理由欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における当事者の主張

(1) 本件文書①について

ア 抗告人ヤマト運輸の主張

(ア) 民事訴訟法（以下「法」という。）220条4号ハ、ニ該当性

抗告人ヤマト運輸が宅配便の荷受を委託している取次店に対して支払う委託料は、取次店が取り扱う荷物の量や、その取次店がコンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンの加盟店である場合には、その店舗数、立地条件、抗告人ヤマト運輸と当該フランチャイズ・チェーンとの力関係、他の宅配便業者との競争状況等様々な事情の下に、抗告人ヤマト運輸と当該フランチャイズ・チェーンとの個別交渉によって定められるものであって、必ずしも抗告人ヤマト運輸が取次委託しているすべてのコンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンについて一律の条件が定められているわけではない。

このような状況下において、あるコンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンの運営者との間で定めた委託料が開示され、それがこれよりも低額の委託料で契約している他のフランチャイズ・チェーンの運営者に知れた場合には、委託料の増額を求められ、抗告人ヤマト運輸が著しい損害を被る。仮に抗告人ヤマト運輸が委託料の増額を拒んだ場合には、委託料の増額を求めたフランチャイズ・チェーンの運営者から取次委託契約の解除の申入れを受ける可能性がある。また、現在、宅配便市場は激しい競争に曝されており、抗告人ヤマト運輸と相手方ファミリーマートとの間の委託料が開示され他の宅配便業者に知れた場合に

は、その宅配便業者が抗告人ヤマト運輸と相手方ファミリーマートとの間の委託料よりも高い委託料を提示することによって、相手方ファミリーマートに対し自らが営む宅配便の取扱いをするよう勧誘することが可能となり、他の宅配便業者に極めて効率の良い競争手段を提供することになる。過去の委託料についても、比較対象として交渉材料になり得るのであり、公開されても不利益がないということはない。

このように、本件文書①が開示されると、抗告人ヤマト運輸及び相手方ファミリーマートに看過し難い不利益が生ずるおそれがあるのであり、本件文書①は、法220条4号ハ、ニに規定する文書に該当する。

(イ) 法220条3号非該当性

抗告人ヤマト運輸と相手方ファミリーマートとの間の取次委託契約によれば、抗告人ヤマト運輸は、相手方ファミリーマートに対し宅配便の取次に係る業務を委託し、相手方ファミリーマートは、その業務を加盟店に再委託するものとされている。そうすると、本件文書①は、抗告人ヤマト運輸から相手方ファミリーマートへの取次委託に係る委託料を定めたものであって、抗告人ヤマト運輸と相手方ファミリーマートとの間の関係について作成された文書である。

したがって、本件文書①は、法220条3号前段の利益文書にも、同号後段の法律関係文書にも該当しない。

(ウ) 最高裁平成20年7月4日判決(裁判所時報1463号2頁。以下「平成20年最判」という。)との関係

平成20年最判は、コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンの運営者が加盟店経営者に対し仕入商品の代金の支払代行による支払内容等について報告義務を負うとしたが、抗告人ヤマト運輸は、コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンの運営者である相手方ファミリーマートと取次業務の委託契約をしたのであり、加盟店経営者

と契約関係にあるのではないから、コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンの運営者である相手方ファミリーマートが加盟店経営者に対し報告義務を負うとしても、抗告人ヤマト運輸が加盟店経営者に対し直接の報告義務を負うものではない。

イ 相手方ファミリーマートの主張

(ア) 法220条4号ハ該当性

相手方ファミリーマートと抗告人ヤマト運輸は、本件文書①が公開されるとア(ア)記載のとおり不利益が生じ、以後、従来どおりの事業の遂行ができなくなるおそれがあることから、委託料を含む契約条件につき相互に秘密保持義務を課している。このことによれば、本件文書①は、法220条4号ハに規定する文書に該当する。

(イ) 法220条3号非該当性

本件文書①は、相手方ファミリーマートがフランチャイズ・チェーンの運営者として支払代行システムを構築することを目的として作成された文書であり、相手方ファミリーマートは加盟店が受け付けた宅配便等の料金相当額を抗告人ヤマト運輸に支払っているのであって、加盟店が抗告人ヤマト運輸にこれを支払っているわけではない。したがって、本件文書①は、加盟店経営者の利益のために作成された文書ではなく、また、直接加盟店経営者と抗告人ヤマト運輸との間の法律関係について作成された文書ではない。

ウ 抗告人らの主張

(ア) 法220条4号ニ非該当性

法220条4号ニがいわゆる自己使用文書について文書提出命令の対象から除外した趣旨は、外部に公開を予定していない文書について提出義務を課すと、文書作成に当たり自由な意思形成を阻害することによるものである。

原告人ヤマト運輸は、宅配便業界において強い競争力を有しており、原告人ヤマト運輸より高い委託料を提示できる企業はおよそ存在し得ない。また、各コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンによって取扱サービスも異なり、店舗数や立地によっても契約条件が変わるのであるから、単純に原価を比較して値引きを求めることはなく、原告人ヤマト運輸が主張する不利益は実現可能性が低いものである。

また、原告人ヤマト運輸と相手方ファミリーマートとの間の委託料は、原告人シーエスが相手方ファミリーマートの加盟店を運営していた間に数回変更されていると思われるが、過去の委託料を示す文書については、これを開示しても、原告人ヤマト運輸が主張するような不利益は生じない。

原告人ヤマト運輸との取次委託契約の当事者は加盟店経営者である。これが原告人ヤマト運輸と相手方ファミリーマートとの間の契約であるとしても、加盟店経営者への再委託を予定している委託契約であり、加盟店経営者は契約当事者に準ずる立場にある。よって、原告人ヤマト運輸は、委託料を原告人 〇〇〇〇 に秘匿する立場になく、これを開示すべき特段の事情がある。

(イ) 法220条3号該当性

本件文書①には、原告人 〇〇〇〇 が支払うべきサービスの対価や原告人ヤマト運輸が提供すべきサービス内容が記載されているから、債権債務の内容の一部が記載されているほか、相手方ファミリーマートから加盟店経営者に対する取次業務の再委託の具体的内容が記載されている。

以上によれば、本件文書①は、法220条3号後段に該当する。

(ウ) 平成20年最判との関係

コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンの運営者が加盟店経営者に対し支払内容等の報告義務を負い、報告義務に係る文書を加

盟店経営者の取引の相手方が所持している以上、抗告人ヤマト運輸は、当該文書を提出する義務がある。

また、抗告人らは、抗告人 〇〇は仕入先からの商品の売買契約の場合と同様に抗告人ヤマト運輸と直接取次委託契約をしているものである。

(2) 本件文書②、④、⑦、⑩について

ア 抗告人らの主張

リベートは、廃止されればニュースになるほど一般的かつ広く行われている商慣習である。抗告人シーエスと相手方ファミリーマートのフランチャイズ契約においてもリベートについて触れられており、相手方ファミリーマート作成の現金決済勘定表には「決算リベート」の項目において数社分のリベートを一括して記載するほど多数の仕入先から相手方ファミリーマートがリベートを受け取っている。したがって、相手方ファミリーマートは各仕入先からリベートを受け取っているものと推認され、本件文書②、④、⑦、⑩は存在するというべきである。

イ 相手方ファミリーマートの主張

リベートは、すべての仕入先から支払われるものではなく、仕入先が特にその支払を約した場合にのみ支払われるものである。抗告人らが主張する商品につき、リベートを支払う旨の約定は存在しない。

フランチャイズ契約等でリベートの取扱いについて規定が置かれるのは、取引によってはリベートが支払われる場合があることを念頭に置いたものである。また、現金決済勘定表に記載された「決算リベート」には、抗告人らが存在すると主張するリベートは含まれていない。

ウ 抗告人ヤマト運輸の主張（本件文書②について）

抗告人ヤマト運輸は相手方ファミリーマートにリベートを支払っていないので、本件文書②は、存在しない。

エ 相手方会津天宝の主張

相手方ファミリーマートの主張を援用する。

(3) 本件文書③, ⑥, ⑨について

ア 抗告人らの主張

平成20年最判は、コンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンの運営者に、加盟店経営者に対し、代行して支払った仕入代金の具体的な支払内容について報告義務があることを認めている。相手方ファミリーマートが、サーバーの容量に限界があるとか、メールが膨大な数になるとかいうことを理由に、仕入原価について口頭で交渉を行い、仕入原価に関する合意内容を示したメールが送信された場合も、一定期間後には削除するというのは、相手方ファミリーマートが上記の報告義務を負うことを度外視した立論であり、到底認められるものではない。

一定のコンピューターソフトを利用することによってディスプレイの画面上で文字として閲覧できる電子データは法231条にいう「準文書」に当たり、文書提出命令の対象になると解すべきである。また、平成20年最判の趣旨に照らせば、義務に従った報告をせずに消去したメールを復元することもまた報告義務の履行のために必要不可欠なものである。

イ 相手方ファミリーマートの主張

本件文書③, ⑥, ⑨は、存在しない。相手方ファミリーマートと仕入先との間で仕入原価の合意内容についてのメールが送信されたことがあるとしても、これは既に消去されており、その復元は不可能である。

ウ 相手方会津天宝の主張

相手方ファミリーマートの主張を援用する。

(4) 本件文書⑤, ⑧, ⑪について

ア 抗告人らの主張

相手方ファミリーマートは、平成20年最判が認めた報告義務を尽くし

ていない。また、業界最大手であるセブン・イレブンにおいて、仕入先からの請求書があることが判明しているのであり（疎甲4）、相手方ファミリーマートにおいてこのような請求書がないということは考えられない。

イ 相手方ファミリーマートの主張
争う。

ウ 相手方会津天竺の主張
相手方ファミリーマートの主張を援用する。

(5) 本件文書⑬について

ア 抗告人らの主張

(ア) 法220条4号ハ非該当性

リベートの配分方法が公開されたとしても、リベートに関する仕入先との合意内容を逆算して検証できるとは限らない。

相手方ファミリーマートと仕入先との間のリベートに関する合意はしばしば改訂されていると考えられるから、改訂前のリベートの合意内容の機密性は低く、将来の業務遂行に及ぼす影響は小さい。また、現在適用されているリベートの合意内容に関しても、相手方ファミリーマートが日本有数の大企業であり、仕入れに関しては仕入先に対し圧倒的に優位な立場にあることや、仕入先が同じグループの企業であることを考えれば、開示により仕入値競争が激化するとは考えられない。

このことに、相手方ファミリーマートはリベートを代行して受領しているにすぎないこと、ほかに有効な立証手段がないことを考え併せれば、本件文書⑬は、法220条4号ハに該当しないというべきである。

また、相手方ファミリーマートは、加盟店経営者に対し、商品の仕入れについて値引きの有無や具体的な支払内容について報告義務を負っている。加盟店経営者が相手方ファミリーマートのフランチャイズ・システムによって商品を仕入れる場合、仕入商品の売買契約は、加盟店経営

者と仕入先との間に成立し、その代金の支払に関する事務を加盟店経営者が相手方ファミリーマートに委託する関係にあるのであるから、売買契約の当事者は飽くまでも加盟店経営者と仕入先なのであり、仕入先も売買契約の相手方である加盟店経営者に対し、売買契約の内容一切を報告する義務がある。結局、仕入先は売買契約に基づいて、相手方ファミリーマートは準委任契約に基づいて、加盟店経営者に対する報告義務を負っているものであり、仕入先と相手方ファミリーマートとの間に法220条4号ハの除外事由を認める余地はない。

(イ) 法220条4号ニ非該当性、同条3号該当性

原告人 と相手方ファミリーマートのフランチャイズ契約上、相手方ファミリーマートが仕入先から受領するリベートをどのように配分するかについて明確な規定がない理由は、相手方ファミリーマートが受領したリベートは機械的に原告人 に引き渡す以外に公平な配分が考えられず、特別な規定を置く必要がないからであって、リベートの配分が相手方ファミリーマートの裁量にゆだねられているわけではない。また、リベートの配分方法は、単なる数式の集合にすぎず、これらの開示によって相手方ファミリーマートの自由な意思形成が阻害されるとは考え難い。さらに、代行者と被代行者という関係に照らせば、相手方ファミリーマートがリベートの配分方法を原告人 に対して秘匿することは許されないというべきである。

以上によれば、本件文書③は法220条4号ニに該当せず、また、3号に該当するというべきである。

イ 相手方ファミリーマートの主張

(ア) 法220条4号ハ該当性

リベートの配分方法はリベートごとに異なっており、リベートの配分基準、計算方法を一般的、網羅的に記述する文書又は電磁的記録は存在

しない。

各リベートの配分は、相手方ファミリーマートが受領したリベートの総額を基礎として、リベートが発生した仕入取引の内容、件数、金額等に応じて配分されるのが原則だから、配分方法を公開すれば、仕入先とのリベートに関する合意が自ずから明らかになる。

リベートの合意内容は必ずしも改訂されているとは限らないし、仮に改訂されていたとしても、改訂前後の合意について機密性が低下するわけではない。また、仕入先との取引条件は、複数の仕入先、製造元等との間で仕入れを行っている状況において設定されているのであり、これが公開されれば、仕入値競争が激化することは明白である。

(イ) 法220条4号ニ該当性、同条3号非該当性

リベートはチェーン全店の仕入実績に基づいて支払われるものであるから、個別の加盟店経営者に対して機械的に引き渡すことはあり得ない。

(6) 本件文書⑭について

ア 抗告人らの主張

本件文書⑭についても、本件文書⑬について述べたのと同様に、法220条4号ハ、ニに該当せず、また、同条3号に該当するというべきである。

また、本件文書⑭は、法令上作成が義務付けられている商業帳簿の一部であるが、法定義務文書は内部文書には当たらないと考えるべきである。

イ 相手方ファミリーマートの主張

本件文書⑭についても、本件文書⑬について述べたのと同様に、法220条4号ニ、ハに該当し、また、同条3号に該当しないものというべきである。

法律によって作成を義務付けられた文書は内部文書に当たらないとの主張に理由はない。

第3 当裁判所の判断

1 本件文書①について

- (1) 本件文書①は、相手方ファミリーマートと抗告人ヤマト運輸が作成した、抗告人ヤマト運輸が宅配便の荷受を委託している取次店に対して支払う委託料について定めた文書である。
- (2) 抗告人ヤマト運輸は、本件文書①は法220条4号ハ、ニに規定する文書に該当する旨の主張をする。

しかるところ、抗告人ヤマト運輸の主張するところに照らせば、抗告人ヤマト運輸が取次店に支払う委託料は、取次店が取り扱う荷物の量や、その取次店がコンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンである場合には、その店舗数、立地条件、抗告人ヤマト運輸と当該フランチャイズ・チェーンとの力関係、他の宅配便業者との競争状況等様々な事情の下に、抗告人ヤマト運輸と当該フランチャイズ・チェーンとの個別交渉によって定められ、必ずしも、抗告人ヤマト運輸が取次委託しているすべてのコンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンについて一律の条件が定められているわけではないものと認められ、この認定に反する疎明はない。

そうであれば、抗告人ヤマト運輸とあるコンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンとの間で定めた委託料が開示され、その額がこれよりも低額の委託料で抗告人ヤマト運輸と契約している他のフランチャイズ・チェーンの運営者に知れた場合には、抗告人ヤマト運輸が委託料の増額を求められたり、委託料についての合意ができなければ取次委託契約が解除されたり、また、抗告人ヤマト運輸と相手方ファミリーマートとの間の委託料の額を知った他の宅配便業者が、これよりも高額の委託料を提示することによって相手方ファミリーマートに対し自らが営む宅配便の取扱いをするよう勧誘したりするなどの事態が起こることが予想される。そして、コンビニエンス・ストアが取次委託をしている抗告人ヤマト運輸の宅配便の量は相当なものであると考えられるのであるから、このような事態が生じると、抗告人ヤマト運

輸の経営は重大な打撃を受け、その業務遂行が困難になるものと考えられる。

本件文書①の中に、契約が改訂されるなどして現在は適用されていないものがあるとしても、過去の契約内容は現在の契約内容を知る有力な資料となるのであるから、それが明らかになることにより抗告人ヤマト運輸の業務遂行が困難になることには変わりがない。

したがって、本件文書①は、法197条1項に規定する「職業の秘密」に係る事項が記載されており、抗告人ヤマト運輸との関係では、法220条4号ハに規定する文書に当たるものと認められる。

(3) また、抗告人〇〇が相手方ファミリーマートが運営するフランチャイズ・チェーンの加盟店として行った抗告人ヤマト運輸の運送契約の取次は、抗告人ヤマト運輸と相手方ファミリーマートとの取次委託契約に基づき、相手方ファミリーマートが抗告人〇〇に再委託したことによるものであって（疎丙1・1条、2条）、抗告人ヤマト運輸と相手方ファミリーマートとの取次委託契約上、この再委託契約は予定されていたこととはいえ、抗告人ヤマト運輸は抗告人〇〇と契約当事者の関係にはないのであるから、本件文書①が、抗告人らの利益のために作成されたとか、抗告人らと抗告人ヤマト運輸との間の法律関係に基づいて作成されたとかということはできない。

抗告人らは、抗告人〇〇は仕入先からの商品の売買契約の場合と同様に抗告人ヤマト運輸と直接取次委託契約をしている旨の主張をするが、相手方ファミリーマートと抗告人〇〇とのフランチャイズ契約（甲1）において、相手方ファミリーマートが業者との間にした取次委託契約に基づき加盟店経営者に再委託をすることが排除されているものとは解されないから、抗告人らの上記主張は採用することができない。

(4) 抗告人らは、平成20年最判がコンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンの本部が加盟店経営者に対し仕入代金についての報告義務を負う

ことを明らかにし、報告義務に係る文書を取引の相手方が所持している以上、
抗告人ヤマト運輸は、当該文書を提出する義務がある旨の主張をする。

しかし、上記(3)のとおり、抗告人ヤマト運輸は、相手方ファミリーマート
と取次委託契約をしているのであり、相手方ファミリーマートが運営するフ
ランチャイズ・チェーンの加盟店経営者と取次委託契約をしているのではな
いし、加盟店経営者から何らかの事務の委託を受けているわけではないから、
加盟店経営者に対し委託料について報告義務を負うものとはいえない。

(5) よって、本件文書①についての抗告人らの文書提出命令の申立ては理由が
ない。

2 本件文書②ないし⑫について

(1) 当裁判所も、本件文書②ないし⑫はいずれも存在するとは認められないか
らこれらの文書についての文書提出命令の申立ては理由がないものと判断す
る。その理由は、次の(2)のとおり当審における当事者の主張に対する判断を
付加するほかは、原決定9頁7行目から同12頁9行目までに記載のとおり
であるから、これを引用する。

(2) 当審における当事者の主張に対する判断

ア 抗告人らは、抗告人 と相手方ファミリーマートのフランチャイ
ズ契約においてリベートについて触れられていることや、相手方ファミリ
ーマートが作成した加盟店の現金決済勘定表に「決算リベート」の項目が
あることなどからすれば、相手方ファミリーマートは各仕入先からリベ
ートを受け取っていると推認すべきである旨の主張をする。

しかし、仕入先が商品の買主に対しリベートを支払うのは、取引の量、
価格、当該買主との従前の取引の状況や力関係、仕入先と他の業者との取
引の状況、等諸般の事情を総合考慮して行うものと考えられ、相手方ファミ
リーマートが運営するコンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェ
ーンが全国的に見ても大手であり、相手方ファミリーマートが加盟店経営

者を代行して一括購入するといった事情があるとしても、必ずリベートが支払われているとは認めることはできない。フランチャイズ契約でリベートの取扱いについて規定が置かれているのは、仕入先からリベートが支払われる場合があることを念頭に置いたものと解されるのであり、この規定がすべての取引において仕入先から相手方ファミリーマートに対しリベートが支払われていることを直ちに意味するものとはいえない。また、相手方ファミリーマートが作成した加盟店の現金決済勘定表（甲34、53）には、「貸方金額」欄（加盟店の収入を表すもの）に「決算リベート」との記載があることが認められるが、これも相手方ファミリーマートがすべての仕入先からリベートを受け取っていることを裏付けるものとは認め難い。

イ 原告人らは、平成20年最判がコンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンの運営者に、加盟店経営者に対し、代行して支払った仕入代金の具体的な支払内容について報告義務があることを認めていることによれば、相手方ファミリーマートは報告義務を尽くしていないのであり、それにもかかわらず当該報告義務に係る文書が存在しないと認めることはできない旨の主張をする。

しかし、文書提出命令は、訴訟の相手方当事者又は第三者が要証事実に関する特定の文書を所持し、かつ、当該文書について民事訴訟法上の文書提出義務を負う場合に、当該文書の所持者にその提出を命ずるものであるから、ある者が文書提出命令の申立人に対し実体法上の報告義務を負う場合であっても、当該報告内容に係る文書を所持しないときは、その者は、当該文書についての文書提出命令による文書提出義務を負わないものといわざるを得ない。

ウ 相手方ファミリーマートは、仕入先と仕入原価の合意内容について電子メールでやり取りをすることもあるが、相手方ファミリーマートのコンピ

ユーザーシステム上、電子メールは一定期間経過後に削除していることが認められるところ、抗告人らは、削除した電子メールについてもコンピューターソフトを用いて復元することが可能なのであり、一定のコンピューターソフトを利用することによってディスプレイの画面上で文字として閲覧できる電子データは法231条にいう「準文書」に当たり、文書提出命令の対象になると解すべきである旨の主張をする。

ところで、電子メールは、コンピューター上に電子データとして保存されているのであれば、文書に準ずるものとして取り扱うことができるものと解されるが、これは、当該電子メールに係る情報が保管や取扱い等の便宜から電子データの形式で保存され、それを利用する場合には、通常のコンピューターソフトを用いて、文字として、画面上に表示したり紙面上に印刷したりすることができるからである。しかしながら、いったん削除された電子データは、もはや通常の方法で利用することはできないのであるから、シュレッダー等によって廃棄された文書と同様のものと考えられる。仮に特殊なコンピューターソフトや特殊な技術を用いればこれを復元して文字として画面上に表示したり紙面上に印刷したりすることが可能になるとしても、そのようなソフトや技術を用いてまで復元する義務が相手方ファミリーマートにあるものとは認め難い。

そうであってみれば、いったん削除された電子データは、法231条に規定する「情報を表すために作成された物件で文書でないもの」に当たらず、したがって、文書提出命令の対象とはならないものといわざるを得ない。

エ さらに、抗告人らは、業界最大手であるセブン・イレブンにおいて、仕入先からの請求書があることが判明しているのであり（疎甲4）、相手方ファミリーマートにおいてこのような請求書がないということは考えられない旨の主張をする。

しかし、セブン・イレブンにおいて仕入先からの請求書があるからといって、別のコンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンを運営している相手方ファミリーマートも仕入先から請求書を受領しているとはいえない。

3 本件文書⑬及び⑭について

(1) 相手方ファミリーマートと加盟店経営者のフランチャイズ契約（甲1）においては、加盟店経営者の仕入商品について無償商品又は割戻金（リベート）が相手方ファミリーマートに支払われた場合には、相手方ファミリーマートは、これを加盟店経営者の仕入売価又は損益計算明細書の営業収入に計上することとされていることが認められる（23条2項）。そして、証拠（甲1、78）によれば、相手方ファミリーマートが仕入先から受け取ったリベートを加盟店経営者に配分する手順は、①相手方ファミリーマートが加盟店経営者から商品仕入れに係るデータを受信して、リベートの算出を委託した業者に全加盟店経営者の全仕入先に対する仕入データを提供し、②受託業者が相手方ファミリーマートと各仕入先の合意に基づく計算式により仕入先ごとにリベートを計算して、その総額を相手方ファミリーマートに報告し、③相手方ファミリーマートが仕入先にリベートの総額を請求してその支払を受け、④相手方ファミリーマートが業者に加盟店経営者への配分額の計算を委託してその結果の報告を受け、加盟店の現金決済勘定表の「貸方金額」欄に配分額を計上することにより、リベートを加盟店経営者に支払うとの手順によっていること、加盟店経営者が相手方ファミリーマートの発注システムを利用して商品を仕入れる場合、売買契約は加盟店経営者と仕入先との間に成立し、相手方ファミリーマートは、代金の支払等を代行する関係にあることが認められる。

以上の事実により、商品の購入に関して支払われるリベートは、本来、仕入先から売買契約の相手方である加盟店経営者に対して支払われるものであること

とを考え併せると、加盟店経営者は、相手方ファミリーマートに対し、仕入先から支払われるリベートを加盟店経営者を代行して一括受領し、これを加盟店経営者に配分する事務を委託しているものと認められ、この委託は、準委任の性質を有するものと解される。

そして、相手方ファミリーマートと加盟店経営者とのフランチャイズ契約上リベートの配分方法について具体的な定めはなく、また、仕入先が個々の加盟店経営者への配分方法を指示しているものとも考えられないのであるから、加盟店経営者へのリベートの配分は、一応相手方ファミリーマートの裁量にゆだねられているものと考えられるが、リベートは加盟店経営者にとって収入の一部を成すものであることを考えると、加盟店経営者が相手方ファミリーマートにその自由な裁量でリベートを配分することをゆだねたものとは考えられず、当該商品の売上高に応じるなど合理的な基準によって配分することをゆだねたものと解される。

そして、加盟店経営者の収入の一部を成すリベートを相手方ファミリーマートが一括して受領し配分することとされている以上、加盟店経営者としては、相手方ファミリーマートが仕入先から受領したリベートを適正に配分しているかについて知りたいと考えるのは当然であり、相手方ファミリーマートにおいてそれを拒む合理的な理由があるとは考えられない。したがって、相手方ファミリーマートは、準委任の性質を有する上記委託における報告義務として、加盟店経営者から請求があった場合に、リベートを適正に配分しているかどうかを明らかにするため、仕入先から受領したリベートの額やリベートの配分基準、計算方法等を明らかにする義務があるものと認められる。

- (2) 本件文書⑬及び⑭は、リベートの配分基準や計算方法、実際に相手方ファミリーマートに支払われたリベートの額が記載された現金出納帳等であるところ、相手方ファミリーマートは、加盟店経営者である原告人シーエスに対し、リベートの配分基準等について報告する義務を負っているのであるから、

これらの文書の記載内容が法197条1項3号に規定する「職業の秘密」に当たるとか、これらの文書が法220条4号ハの文書に当たるとかいうことはできず、また、これらの文書が専ら相手方ファミリーマートの内部の者の利用に供する目的で作成され、外部に開示することが予定されていない文書であるということとはできず、その開示によって相手方ファミリーマートにその自由な意思形成の阻害など看過し難い不利益が生じるおそれがあるということもできないというべきである。

- (3) 相手方ファミリーマートは、リベートの配分基準、計算方法を一般的、網羅的に記述する文書又は電磁的記録は存在しない旨の主張をする。

しかし、相手方ファミリーマートが仕入先から受け取ったリベートを加盟店経営者に配分する手順は上記(1)のとおりであり、これによれば、相手方ファミリーマートは業者に加盟店経営者への配分額の計算を委託しているというのであるから、リベートの配分基準や計算方法を明らかにする文書又は電磁的記録が存在するものと考えざるを得ない。

- (4) したがって、相手方ファミリーマートは、本件文書⑬及び⑭について文書提出義務を負う。

- 4 以上によれば、抗告人らの本件文書提出命令の申立てのうち、本件文書⑬及び⑭についての申立ては理由があるから認容すべきであるが、その余の文書についての申立ては理由がないから却下すべきである。

よって、これと異なる原決定を変更することとし、主文のとおり決定する。

平成21年3月24日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 大 橋 弘

裁判官 山 口 均

裁判官 岡 田 伸 太

これは正本である。

平成21年3月24日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 田 辺 智

